

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」会報

NO FENCE



vol. 70 2020年12月2

〒102-0093 千代田区平河町 1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

<http://nofence.jp/>

〈12月15日オンライン太永浩講演要旨報告〉

北内部への韓国情報流入増大による韓国のイメージ の変化と韓国のビラ等撒布禁止法の重大な問題点

一. 北内部への韓国情報増大と韓国のイメージの変化

- (1) 今北朝鮮人 5 万～10 万人が海外に出ている。年間 1 万～2 万人が海外に出たり入ったりしている。海外に出た人は皆スマホを持っている。夜韓国の情報をスマホで見る。北社会では 400 万台スマホが普及している。しかし、インターネットにはつながっていない。海外から帰国した人々を通じて韓国でドラマの情報が流布し、北の人々の 70～80% が中朝国境を通じて入り闇市場で売られている USB を入手して韓国ドラマを観ている。
- (2) 今北内部で多くの変化が起きている。
 - (イ) 20 代の若者は Windows 世代である。2000 年以降中学・高校でコンピューター教育が開始。最初の時間は、米・韓国・日本は敵性国家と教えても、2 時間目からはマイクロソフトの Windows を使って教育。海外の有名なアニメ『トムとジェリー』『ライオンキング』『美女と野獣』などが北朝鮮の媒体で放映され、それを観て育っている。
 - (ロ) 開城工団を介して韓国製チョコパイが 5 万人の北の労働者に毎日支給された。彼らは食べないで、闇市場にそれを流し、北全域に流布している。また韓国製のインスタントコーヒー（マキシム）も市場では少々高いが、韓国製ということで買われている。結婚式に着るチマ・チョゴリも、韓国製の生地が最高とされ、その次が中国製、最低が北

朝鮮製という位置づけ。

- (ハ) 当局が「南朝鮮傀儡（かいらい）」と呼称して敵意を焚きつけようとしても、人々は韓国に親和感を抱き「下の町」と呼ぶようになった。これは南北の平和を増進するうえで大きな変化。

二、今年 6 月 4 日の金与正の声明と要求により、韓国のビラ等撒布

禁止法の成立

- (1) ビラ等撒布禁止法(『南北関係発展に関する法律』一部改正法)成立までの経緯

2018 年 4 月 27 日の板門店宣言では、南北の軍事境界線上での宣伝活動の禁止に合意。2018 年、2019 年韓国の民間団体がビラ風船を飛ばしても北は黙っていた。韓国政府は警察執行法を使って対処していた。ところが本年 4 月 15 日の韓国の総選挙で、脱北者 2 人が国会議員に当選した（一人は太永浩氏）。5 月に韓国の民間団体がその事実を風船ビラで北内部に知らせた。6 月 4 日金与正はビラ撒布を中止するよう要求し、ついでそれを法律で禁止するよう要求してきた。韓国政府は早速それに着手。

2020 年 12 月 4 日北朝鮮は反動的思想・文化排撃法を制定

2020 年 12 月 14 日韓国政府はビラ等撒布禁止法制定

分断後南北政府が北の人々の目と耳を塞ぐ法律を同時に制定したことは初めてである。

- (2) ビラ等撒布禁止法の重大な問題点

- (イ) ビラの撒布だけでなく、物品(USB 含む)を投入することまで禁止。
- (ロ) 軍事境界線からではなく、第 3 国を通して流入することまで禁止。
- (ハ) 懲役 3 年以下、または 3 千万ウォンの罰金という処罰
- (ニ) 上記 (イ)、(ロ) の規定が曖昧で、拡大解釈の余地があること。

三、北の格差社会化と「不正腐敗」の構造化

- (1) 平壤と地方の格差の拡大

平等をモットーとしてきた北の社会福祉制度の崩壊。地方では一日一食確保も困難。平壤では新興ブルジョアが一晚で数百ドルも食事に使う。

- (2) 公務員も給料だけでは生活できない。

30 年勤務した公務員の年金は 1 か月 6 0 0 ウォン。米 1 キロの値段 3 2 0 0 ウォン。1 か月の年金で米 1 キロも買えない。

太永浩氏の例（外務省副局長）、2 0 1 3 年 1 か月の給料 2 9 0 0 ウォン。

米 1 キロ 3 2 0 0 ウォン。

飢え死にしろという給料である。したがって給料外の収入を稼がなければならない。しかし金正恩はこれを「不正腐敗行為」といい、不正腐敗との闘争は戦争であると言っているが、これは構造的な問題であって、「不正腐敗」をなくすことはできない。権限のある時に蓄積するしか生きていけない。

(3) 極端な二極化社会を金正恩は恐怖で抑えつけるしかない。

四、質疑から6点

(1) 韓国与党に北朝鮮の人権侵害を憂える議員はいないのか(小川晴久氏問)

答え：* 政府の政策と異なる意見を表明する者は除名(金テソク議員)。

* 今与党内では自由な討論はできない。

* 世論調査がどうあろうと、180議席確保している間に法制化をどんどん図っていく。支持率低下に一喜一憂しないという構え。

(2) 北にどのような情報を入れる必要があるか(荒木和博氏質問)

答え：* 拉致問題では、北の人々の言葉遣いで、北の人々の心の琴線に触れるコンテンツを作って送り込む必要がある。

* 過去清算の実例(ヒットラーのユダヤ人虐殺、中南米の独裁者、中国文化大革命、ソ連のグラグなどの人道犯罪がどう暴かれ裁かれたか)をUSBに入れて北に送り込み、北の当局者たちもいづれ責任を問われることを知らしめ抑止力とすべき。

(3) 生活総和の拘束力は？(村主道美氏質問)

答え：世代によって意識の違いがある。今の若い人も形の上では生活総和をやらざるを得ないが、その内心においてはあまり縛られていない。

(4) 米新政権発足に際して金正恩はいかなる手を打つと思うか？(呉世允氏質問)

答え：* 7月10日に北の金与正が発表した「立場」では、今後、米国の次期政権とは非核化交渉ではなく、米国に対する核の脅威をなくすための交渉をしようと提案している。これは北朝鮮の保有する短距離ミサイル、中距離ミサイル、ICBM(大陸間弾道ミサイル)のうち、短距離・中距離ミサイルには手を付けず、米国にとって直接の脅威となるICBMについて交渉しようということ。もし、米国がこれに乗り、例えばICBM数基の放棄と引き換えにいくつかの国連制裁を解除したならば、これは核軍縮交渉であり、つまり米国が北を核保有国と認めたことになる、と北は考えている。

* 10月17日にバイデンは「北朝鮮が核能力を縮小することに同意するなら(if he agrees to draw down its nuclear capability)金正恩と会う用意がある」と語っている。これを北朝鮮は「バイデンとは核軍縮交渉が可能だ」と受け止めたのではないか。

* バイデンは1970年代末に若くしてカーター大統領にソ連と核軍縮交渉をするよう提起し、それを受け入れさせた。米上院外交委員長としてソ連とのSALT、ロシアとのSTARTにも直接関与した。この経歴からバイデンは北朝鮮でもよく知られた人物。バイデンは核軍縮の専門家であり、自信を持っている。北朝鮮はそこを

衝いて、ICBMを取引材料にしてバイデンを核軍縮交渉に誘導しようとしている。

*この北朝鮮の意図を見据えたうえで、米国が北との交渉に臨むに当たっては順序を大事にしなければならない。①まず核を全部無くすことを約束させる。憲法上の核保有国規定を削除させる。②核施設と核兵器の全てを申告させること。③その査察。

(5) ビラ等撤布禁止法への国際社会の取るべき態度は？(澤井健二氏質問)

答え：アメリカ共和党のスミス議員の反対表明はあるが、まだ国際社会の反応は鈍い。第3国経由の流入まで禁止の事が知られていないのではないか。

(6) 北の社会で世界人権宣言や北が加入している5つの国際規約の条文を、北の人たちは知ることが出来るか？(小川晴久氏質問)

答え：知ることはできない。

上記の太永浩氏講演録画が Youtube に公開されました。ご本人の許可を得て。

<https://youtu.be/XDmfJDFKovU>

海外に出ている北朝鮮人がスマホで韓国のニュースに日々接し、北朝鮮内部に伝えている。北の当局は何十年間も北の人々が外の情報に接することを禁止してきた。憲法で保障されているにも関わらず。今回法律を作って合法的に禁止するに至った(冒頭部)。

〈訂正〉 前号の会報で、北朝鮮の強制収容所から最近 7 千人が釈放されたという報道を紹介したが、先日 12 月 11 日の安明哲氏講演で、それは強制収容所からではなく、刑務所等拘禁施設から、10 月 10 日の党創建記念日に恩赦の形で釈放されたものと判明。

(参考記事) 「反動的思想と文化を排撃」北朝鮮、韓流を警戒か

12月5日

デイリー-NKジャパンの記事

12月5日(土) 10時23分 デイリー-NKジャパン



写真を拡大

北朝鮮で4日、最高人民会議常任委員会第14期第12回総会が開催された。朝鮮中央通信が伝えた。最高人民会議は日本の国会にあたり、常任委員会は常設機関となる。総会では崔龍海(チェ・リョンヘ) 常任委員長(國務委員会第1副委員長)が司会を行い、常任委員会副委員長である太亨徹(テ・ヒョンチョル)、朴容日(パク・ヨンイル)の両氏、高吉先(コ・ギルソン)書記長をはじめとする常任委員会委員らが参加した。

総会では、最高人民会議第14期第4回会議を2021年1月下旬に平壤で招集することが決定された。また、「反動的思想・文化排撃法」「科学技術成果導入法」「林業法」「移動通信法」などが全員賛成で採択された。また、「中央裁判所の判事召還および選挙」が行われた。

反動的思想・文化排撃法について、「反社会主義思想・文化の流入、流布行為を徹底的に防ぎ、われわれの思想、われわれの精神、われわれの文化をしっかりと守って思想陣地、革命陣地、階級的基盤をいっそう強化する」としていることから、韓流文化や海外文化の流入・拡散を非常に警戒していることがうかがえる。